

◆ 届出書類の送付先変更（事務センター移転）のお知らせ

日本年金機構大阪事務センターが平成24年2月6日（月）より移転することにより、届出書類の送付先が変更になります。新しい送付先は以下のとおりです。

送付先：日本年金機構大阪事務センター

住 所：〒541-8533 大阪府中央区久太郎町4-1-3 伊藤忠ビル

※ 郵送の場合のみの受付となり、来訪による受付窓口・駐車場はございません。

◆ 社会保障協定について

企業の国際的な交流に伴い、海外で就労する機会が年々増加しています。海外で働く場合、日本と相手国の2つの国で社会保障制度に加入し、相手国の年金を受け取るためには一定の期間その国の年金に加入しなければならず、保険料の掛け捨て等問題が発生していました。

この協定は、これらの問題を解消すべく、「二重加入の防止」、日本の年金加入期間を相手国の年金加入期間とみなして相手国の年金を受給できるようにする「年金加入期間の通算」を目的として締結されたものです。この取扱いができる国、その仕組みと具体的な手続方法等については、

● 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

● 日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

をご覧ください。

◆ 納入告知書（納付書）について

平成23年11月号に掲載しました記事「納入告知書（納付書）について」において、一部に誤解を招く記載がありましたのでお詫びするとともに、訂正させていただきます。

・ 口座振替をご利用いただいている場合

保険料納入告知額・領収済額通知書（単票）を同封していますので、口座振替（納付期限）前日までに、口座残高の確認をお願いします。

・ 納入告知書（納付書）で納付いただいている場合

納入告知書（納付書）は、領収済通知書、領収控、納入告知書（納付書）・領収証書の順に綴ってあります。

ご納付の際は、切り離さずに金融機関に提出してください。

※ 様式の1枚目が「領収済通知書」となっていますが、領収済であることをお知らせするものではありませんのでご注意ください。